

～行政機関からお知らせです～

(公正取引委員会(※1)・大阪労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局)

荷主企業、トラック運送事業者、商業関係者、自治体の皆様へ

■ 2024年問題への取組 ■

1. 荷主と物流事業者の取引に係る調査結果等を公表 (R7年6月) 【公正取引委員会】

- ・令和6年度における調査の結果、独占禁止法上の問題につながるおそれのある行為を行った荷主646名に対して、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付
- ・そのほか、令和6年度における物流取引に係る優越的地位の濫用事案の処理状況を公表(確約1件、警告1件、注意29件)



2. 令和7年6月に「食料システム法」が制定されました 【近畿農政局】

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難な状況になっています。このたび、食料安全保障の確立を図る観点から、「食料システム法」が制定されました。この法律では、食品等事業者(食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等)を対象に、食品等の持続的な供給に資する取組計画(流通の合理化等)について、農林水産大臣の認定を受けた場合、資金調達支援・税制優遇等の支援措置を受けることができますようになります。(令和7年10月以降、運用開始予定)



3. 各種団体に向けて改正物流効率化法の説明を実施中 【近畿経済産業局】

荷主業界団体等が主催する改正法説明会等に講師を派遣し、全ての事業者にも物流効率化のために取り組むべき措置が義務づけられたこと、荷主事業者に求められる対応等を中心に説明を行っています。直近では、6月に木材関係組合、7月に日本繊維輸入組合向けに説明を行いました。

◆ 荷主業界団体等を対象とした説明会資料及び動画

① 説明会資料



② 動画



4. 物流改正法に関する説明会 【近畿運輸局】

令和7年4月に施行された物流改正法について、令和7年7月30日に大阪府トラック協会主催の説明会を開催し、約500名の参加者に対して、今般の改正の趣旨や事業者が取り組むべき措置などを説明しました。

また、全日本トラック協会のホームページに、実務者向けに法改正の内容をわかりやすく解説する動画を掲載しておりますので、是非、ご活用ください。



■ 長時間労働や適正な取引を阻害する違反行為等についての情報提供先はこちら ■

公正取引委員会

違反行為情報提供フォーム

下請事業者(匿名)から買いたたきなどの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を収集しています。



近畿運輸局

意見等の募集窓口

運送事業者やドライバー等から、長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要など違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を収集しています。



長時間の荷待ちはどちらでも可

大阪労働局

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

運送事業者やドライバー等から、荷主・元請運送事業者の都合による長時間の荷待ちに関する情報を収集しています。



各機関のお問い合わせ先は、QRコードの読み取り先をご覧ください。

(※1) 正式には公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所